

## 品川区立五反田産業文化施設 指定管理者候補者の公募について

### 1. 趣旨

令和6年5月1日供用開始予定の品川区立五反田産業文化施設については、収支および利用者サービスの観点から指定管理者制度を運営手法として採用する。ついては、令和6年5月1日からの指定管理者候補者を公募する。

### 2. 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名 称 品川区立五反田産業文化施設
- (2) 所在地 品川区西五反田8-4-13 (旧ゆうぼうと跡地)

### 3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 施設等の使用の承認、取消、停止および条件の変更に関すること
- (3) 利用料金の徴収に関すること
- (4) 施設の維持および修繕に関すること
- (5) 上記に挙げるもののほか、区長が特に必要があると認める業務

### 4. 指定期間

令和6年5月1日から令和11年3月31日まで(4年11か月)

### 5. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法  
品川区簡易型プロポーザル方式(公募型)
- (2) 選定委員会の設置  
候補者の選定にあたっては、「品川区立五反田産業文化施設指定管理者候補者選定委員会」を設置する。
- (3) 選定基準  
候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。
  - ①品川区立五反田産業文化施設の設置目的を理解していること
  - ②使用者サービスの向上が図られていること
  - ③少ない経費で高い効果が得られるよう工夫していること
  - ④安定した運営が見込めること
  - ⑤地元住民の満足度向上につながる事
  - ⑥提案する事業内容等に妥当性、実現性があること
  - ⑦「にぎわいのあるまちづくり創出」に対し、熱意をもって取り組む姿勢があること。

## 6. 今後の予定

令和5年1月	募集要項の配布
2月	指定管理者候補者選定予備委員会開催
3月	指定管理者候補者選定委員会開催
7月	指定管理者指定の議決
令和6年4月	指定管理者業務の協定締結
5月	指定管理者業務開始